

－ 審査事務規程の第54次改正 －

側方照射灯、側方灯等の取付位置などに関する規定の改正

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、側方照射灯の取付位置に関する規定を変更することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成22年10月1日から施行します。

本改正は、平成22年8月19日に公布された「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正」を実施するために所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 側方照射灯、側方灯及び側方反射器の取付位置の規定を改正
 - (1) 側方照射灯の取付位置について、自動車の最外側から400mm以内の要件を廃止し、車両中心面の両側に1個ずつ設置することとします。
(4-62-3(1)⑤、5-62-3(1)⑤)
 - (2) 長さが6mを超え7m以下の乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車の側方灯及び側方反射器の取付位置について、自動車の前端から3m以内及び後端から車両全長の1/3以内に装着することとします。
(4-66-3(1)⑧、4-67-3(1)③、5-66-3(1)⑧、5-67-3(1)③)
2. 再帰反射材の取付間隔の規定を改正
貨物自動車等に取り付けることができる再帰反射材の取付間隔について、新たに1000mm以下の間隔で取り付けることができることとします。
(4-75-3(1)⑥、5-75-3(1)⑥)
3. 方向指示器の視認角度の規定を改正
二輪自動車、側車付二輪自動車並びに三輪自動車に備える側面方向指示器の側面方向からの視認角度の要件について、乗用車などに備える側面方向指示器の要件と同様とします。
(4-79-2-1(1)③、5-79-2-1(1)③)

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（<http://www.navi.go.jp/>）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部 業務部業務課
電話 03-5363-3441 （代表）
FAX 03-5363-3347
E-mail gyoumuka@navi.go.jp

新	旧
3-3 審査結果通知書の記載方法 3-3-1 車台番号及び原動機型式欄 2-8 により同一であることを確認したときは、検査票 1 又は検査票 2 の所定の欄に押印を行うものとする。また、カーボン紙等を用いずに検査票 1 又は検査票 2 に直接ボールペン等により車台番号が記入されている場合には、検査票 1 又は検査票 2 の欄外等に車台番号の下三桁をボールペン等で記載する。なお、国において予約確認時に同様の措置を講じた場合はこの限りではない。 4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能 4-27-1 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (7) (略) (8) 次に掲げるものは、(7)の基準に適合するものとする。（細目告示第100条第12項関係） ① 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの ② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のない車枠及び車体 ③ <u>協定規則第 95 号に適合する装置</u> (9) ～ (14) (略) 4-27-2 ～ 3 (略) 4-27-4 適用関係の整理 (1) ～ (5) (略) [歩行者保護の適用除外] (6) 次に掲げる自動車については、4-27-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項関係） ① (略) ② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの ア 次のいずれかに該当する自動車 (7) ～ (i) (略) (ウ) 4-27-1 (7)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの (エ) ～ (カ) (略) イ (略) (7) ～ (8) (略) 4-27-5 ～ 9 (略)	3-3 審査結果通知書の記載方法 3-3-1 車台番号及び原動機型式欄 2-8 により同一であることを確認したときは、検査票 1 又は検査票 2 の所定の欄に押印を行うものとする。また、カーボン紙等を用いずに検査票 1 又は検査票 2 に直接ボールペン等により車台番号が記入されている場合においては、<u>車台番号の文字の一部を指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか検査票 1 又は検査票 2 の欄外等に車台番号の下三桁をボールペン等で記載する。</u>なお、国において予約確認時に同様の措置を講じた場合はこの限りではない。 4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能 4-27-1 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (7) (略) (8) 次に掲げるものは、(7)の基準に適合するものとする。（細目告示第100条第12項関係） ① 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの ② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のない車枠及び車体 (9) ～ (14) (略) 4-27-2 ～ 3 (略) 4-27-4 適用関係の整理 (1) ～ (5) (略) [歩行者保護の適用除外] (6) 次に掲げる自動車については、4-27-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項関係） ① (略) ② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの ア 次のいずれかに該当する自動車 (7) ～ (i) (略) (ウ) 4-27-1 (11)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの (エ) ～ (カ) (略) イ (略) (7) ～ (8) (略) 4-27-5 ～ 9 (略)

4-27-10 従前規定の適用 ⑥

次に掲げる自動車については、4-27-10-1 から 4-27-10-4 までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項関係)

① (略)

② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当する自動車

(ア) ～ (イ) (略)

(ウ) 4-27-1 (7) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの

(エ) ～ (カ) (略)

イ (略)

4-27-10～12 (略)

4-36 座席ベルト等

4-36-1 (略)

4-36-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4-36-1 に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、協定規則第 14 号第 7 改訂版補足改訂版の技術的な要件(規則 5.、6. 及び 7. に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)

①～② (略)

(2) (略)

4-36-3～10 (略)

4-47 窓ガラス貼付物等

4-47-1 性能要件

4-47-1-1 視認等による審査

(1) 4-46-1 (5) に規定する窓ガラスには、次に掲げる物以外の物が装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下 4-47-1-1 及び 4-47-1-2 において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)

①～⑦ (略)

⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯

4-27-10 従前規定の適用 ⑥

次に掲げる自動車については、4-27-10-1 から 4-27-10-4 までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項関係)

① (略)

② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当する自動車

(ア) ～ (イ) (略)

(ウ) 4-27-1 (11) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの

(エ) ～ (カ) (略)

イ (略)

4-27-10～12 (略)

4-36 座席ベルト等

4-36-1 (略)

4-36-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4-36-1 に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、協定規則第 14 号第 7 改訂版の技術的な要件(規則 5.、6. 及び 7. に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)

①～② (略)

(2) (略)

4-36-3～10 (略)

4-47 窓ガラス貼付物等

4-47-1 性能要件

4-47-1-1 視認等による審査

(1) 4-46-1 (5) に規定する窓ガラスには、次に掲げる物以外の物が装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下 4-47-1-1 及び 4-47-1-2 において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)

①～⑦ (略)

⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯

等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの ア (略) イ 乗用自動車以外の自動車にあつては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。 (ア) 運転者席の運転者が、細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する 0 点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 (イ)～(ウ) (略) ⑨～⑭ (略) (2)～(3) (略) 4-47-1-2 (略) 4-47-2～3 (略) 4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能 4-50-1 性能要件 4-50-1-1 テスタ等による審査 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。4-50-1-1 ①及び4-50-1-2 (1)において同じ。）には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係） [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制] ① (略) [軽油、光吸収係数規制] ② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあつては、別添 6-1「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数（以下、4-50 及び 5-50 において単に「光吸収係数」という。）が 0.50m¹を超えないものであること。 なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。（細目告示第 41 条第 1 項第 21 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 12 号関係） ③ 軽油を燃料とする定格室力が 1 9kw 以上 5 6 0kw 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては、別添 6-2「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙汚染度（以下、4-50 及び 5-50 において単に「黒煙汚染度」という。）が 2 5 %を超えないものであること。	等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの ア (略) イ 乗用自動車以外の自動車にあつては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。 (ア) 運転者席の運転者が細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する 0 点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 (イ)～(ウ) (略) ⑨～⑭ (略) (2)～(3) (略) 4-47-1-2 (略) 4-47-2～3 (略) 4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能 4-50-1 性能要件 4-50-1-1 テスタ等による審査 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。4-50-1-1 ①及び4-50-1-2 (1)において同じ。）には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係） [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制] ① (略) [軽油、光吸収係数規制] ② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあつては、別添 6-1「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数（以下、4-50 及び 5-50 において単に「光吸収係数」という。）が 0.50m¹を超えないものであること。 ただし、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、別添 6-2「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙汚染度（以下、4-50 及び 5-50 において単に「黒煙汚染度」という。）が 25%を超えないときは、光吸収係数 0.50m¹を超えないものとみなす。（細目告示第 41 条第 1 項第 21 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 12 号関係、適用関係告示第 28 条第 119 項、適用関係告示第 28 条第 120 項） ③ 軽油を燃料とする定格室力が 1 9kw 以上 5 6 0kw 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては、<u>黒煙汚染度</u>が 2 5 %を超えないものであること。
---	---

4-50-1-2 (略)

4-50-2~4 (略)

4-50-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔2サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。))については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表① (略)

4-50-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車〔二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。))については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表② (略)

4-50-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。))については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

4-50-1-2 (略)

4-50-2~4 (略)

4-50-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔2サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。))については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表① (略)

4-50-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車〔二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。))については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表② (略)

4-50-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。))については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表③（略）

4-50-8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t を超え 2.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表④（略）

4-50-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑤（略）

4-50-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)①の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1)①の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑥（略）

4-50-11 従前規定の適用⑦

適用表③（略）

4-50-8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t を超え 2.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表④（略）

4-50-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑤（略）

4-50-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)①の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1)①の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑥（略）

4-50-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑦ (略)

4-50-12 (略)

4-50-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑨-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑨-1〕 (略)

4-50-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑦ (略)

4-50-12 (略)

4-50-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑨-1 及び⑨-2 における 4-50-1-1 ②の規定の適用にあつては、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑨-1 における 4-50-1-1 ③の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑨-1〕 (略)

4-50-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩－１における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑩－１〕（略）

4－50－15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪－１の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑪－１における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑪－１〕（略）

4－50－16 従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7 t を超え 2.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫－１の区分の欄に掲げる規制年の区

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑩－１及び⑩－２における 4－50－１－１②の規定の適用にあたっては、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車（法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25% を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑩－１における 4－50－１－１③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩－１〕（略）

4－50－15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪－１の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑪－１及び⑪－２における 4－50－１－１②の規定の適用にあたっては、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車（法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25% を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑪－１における 4－50－１－１③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑪－１〕（略）

4－50－16 従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7 t を超え 2.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫－１の区分の欄に掲げる規制年の区

分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑫－１における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑫－１〕 （略）

4－50－17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬－１の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑬－１における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑬－１〕 （略）

4－50－18 従前規定の適用⑭

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成

分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑫－１及び⑫－２における 4－50－１－１②の規定の適用にあたっては、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑫－１における 4－50－１－１③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑫－１〕 （略）

4－50－17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬－１の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑬－１及び⑬－２における 4－50－１－１②の規定の適用にあたっては、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑬－１における 4－50－１－１③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑬－１〕 （略）

4－50－18 従前規定の適用⑭

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成

22年8月31日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年8月31日）以前に製作されたもの〔輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑭－1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑭－1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月1日）以降に製作されたもの〔輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。〕については、適用表⑭－2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑭－1〕（略）

4－50－19～31（略）

4－51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4－51－1 性能要件

4－51－1－1（略）

4－51－1－2 書面等による審査

(1)～(2)（略）

〔排出ガス非認証車等の適用猶予〕

(3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（4－50－1－2(2)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合には、5－51－1(1)④の規定を準用する。（適用関係告示第28条第82項関係）

(4) 4－50－1－2(2)及び(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境

22年8月31日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年8月31日）以前に製作されたもの〔輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑭－1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月1日）以降に製作されたもの〔輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。〕については、適用表⑭－2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑭－1及び⑭－2における4－50－1－1②の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑭－1における4－50－1－1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑭－1〕（略）

4－50－19～31（略）

4－51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4－51－1 性能要件

4－51－1－1（略）

4－51－1－2 書面等による審査

(1)～(2)（略）

〔排出ガス非認証車等の適用猶予〕

(3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（4－50－1－2(2)①の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合には、5－51－1(1)④の規定を準用する。（適用関係告示第28条第82項関係）

(4) 4－50－1－2(2)①及び(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環

が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 84 項関係) 4-51-2~9 (略) 4-51-10 従前規定の適用⑥ (略) 4-51-10-1 性能要件 4-51-10-1-1 (略) 4-51-10-1-2 書面等による審査 (1)~(2) (略) [排出ガス非認証車等の O B D 適用猶予] (3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車 (4-50-1-2(2)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添 2 の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合には、5-51-1 (1)④の規定を準用する。 (4) 4-50-1-2(2)及び(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。 4-57 走行用前照灯 4-57-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。4-58-1において同じ。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯(夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。)であって、灯光の色、明るさ等が協定規則第 123 号補足第 4 改訂版 6.3.及び 7.の技術的な要件に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係) 4-57-2~8 (略) 4-58 すれ違い用前照灯 4-58-1 装備要件 自動車の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係) ① 配光可変型前照灯(夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。)であって、灯光の色、明るさ等が	境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 84 項関係) 4-51-2~9 (略) 4-51-10 従前規定の適用⑥ (略) 4-51-10-1 性能要件 4-51-10-1-1 (略) 4-51-10-1-2 書面等による審査 (1)~(2) (略) [排出ガス非認証車等の O B D 適用猶予] (3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車 (4-50-1-2(2)①の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添 2 の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合には、5-51-1 (1)④の規定を準用する。 (4) 4-50-1-2(2)①及び(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。 4-57 走行用前照灯 4-57-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。4-58-1において同じ。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯(夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。)であって、灯光の色、明るさ等が協定規則第 123 号補足第 2 改訂版 6.3.及び 7.の技術的な要件に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係) 4-57-2~8 (略) 4-58 すれ違い用前照灯 4-58-1 装備要件 自動車の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係) ① 配光可変型前照灯(夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。)であって、灯光の色、明るさ等が
--	---

協定規則第 123 号<u>補足第 4 改訂版</u>の技術的な要件に適合するものを備える自動車 ② (略) 4-58-2~9 (略) 4-58 の 2 配光可変型前照灯 4-58 の 2-1 (略) 4-58 の 2-2 性能要件 4-58 の 2-2-1 テスタ等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係) ① 配光可変型前照灯であって、協定規則第 123 号<u>補足第 4 改訂版</u>6.3. 及び 7. の技術的な要件に適合する配光形態の照射光線（以下「走行ビーム」という。）を発するものは、夜間に当該走行ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。（細目告示第 120 条第 9 項第 1 号） ② (略) 4-58 の 2-2-2 (略) 4-58 の 2-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、協定規則第 123 号<u>補足第 3 改訂版</u> 5. [5.3. (<u>5.3.2. 及び</u>平成 21 年 7 月 11 日以降製作された自動車は 5.3.1. を除く。)] 及び 5.8. を除く。]、6. 及び 7. の技術的な要件に適合するものでなければならない。（細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係） (3) (略) 4-58 の 2-3~4 (略) 4-62 側方照射灯 4-62-1~2 (略) 4-62-3 取付要件（視認等による審査） (1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係) この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 122 条第 3 項関係） ①~④ (略) ⑤ <u>側方照射灯は、車両中心面の両側に 1 個ずつ取付けられていること。</u>	協定規則第 123 号<u>補足改訂版</u>の技術的な要件に適合するものを備える自動車 ② (略) 4-58-2~9 (略) 4-58 の 2 配光可変型前照灯 4-58 の 2-1 (略) 4-58 の 2-2 性能要件 4-58 の 2-2-1 テスタ等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係) ① 配光可変型前照灯であって、協定規則第 123 号<u>補足第 2 改訂版</u>6.3. 及び 7. の技術的な要件に適合する配光形態の照射光線（以下「走行ビーム」という。）を発するものは、夜間に当該走行ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。（細目告示第 120 条第 9 項第 1 号） ② (略) 4-58 の 2-2-2 (略) 4-58 の 2-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、協定規則第 123 号<u>補足第 3 改訂版</u> 5. [5.3. (平成 21 年 7 月 11 日以降製作された自動車は 5.3.1. を除く。)] 及び 5.8. を除く。]、6. 及び 7. の技術的な要件に適合するものでなければならない。（細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係） (3) (略) 4-58 の 2-3~4 (略) 4-62 側方照射灯 4-62-1~2 (略) 4-62-3 取付要件（視認等による審査） (1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係) この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 122 条第 3 項関係） ①~④ (略) ⑤ <u>側方照射灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</u>
--	---

⑥～⑩ (略) (2) (略) 4-62-4～6 (略) 4-66 側方灯 4-66-1～2 (略) 4-66-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) ①～② (略) ③ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。 ④ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。 ⑤ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取り付けられていること。 ⑥ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられていること。 長さが6mを超える自動車 (参考図) (略) ⑦ (略) ⑧ 長さが6mを超え7m以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車に限る。)の両側面に備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるように、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部及び後部に取り付けられなければならない。 ⑨～⑬ (略)	⑥～⑩ (略) (2) (略) 4-62-4～6 (略) 4-66 側方灯 4-66-1～2 (略) 4-66-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) ①～② (略) ③ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。 ④ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。 ⑤ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取り付けられていること。 ⑥ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられていること。 長さが6mを超える自動車 (参考図) (略) ⑦ (略) ⑧～⑬ (略)
--	---

(2) (略) 4-66-4~7 (略) 4-67 側方反射器 4-67-1~2 (略) 4-67-3 取付要件（視認等による審査） (1) (略) ①~② (略) ③ 側方反射器の取付位置は、①及び②に規定するほか、4-66-3(1)②から⑧までの基準に準じたものであること。 ただし、4-66-3(1)③の基準は、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には適用しない。 長さが 6 m を超える自動車 (参考図) (略) ④~⑤ (略) (2) (略) 4-67-4~7 (略) 4-73 後部反射器 4-73-1~2 (略) 4-73-3 取付要件（視認等による審査） (1) (略) ①~④ (略) ⑤ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5° の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。 <u>ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。</u> ⑥~⑧ (略) (2) (略) 4-73-4~6 (略)	(2) (略) 4-66-4~7 (略) 4-67 側方反射器 4-67-1~2 (略) 4-67-3 取付要件（視認等による審査） (1) (略) ①~② (略) ③ 側方反射器の取付位置は、①及び②に規定するほか、4-66-3(1)②から⑦までの基準に準じたものであること。 ただし、4-66-3(1)③の基準は、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には適用しない。 長さが 6 m を超える自動車 (参考図) (略) ④~⑤ (略) (2) (略) 4-67-4~7 (略) 4-73 後部反射器 4-73-1~2 (略) 4-73-3 取付要件（視認等による審査） (1) (略) ①~④ (略) ⑤ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5° の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。 ⑥~⑧ (略) (2) (略) 4-73-4~6 (略)
---	---

4-75 再帰反射材

4-75-1～2 (略)

4-75-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 133 条の 2 第 3 項関係）

①～⑤ (略)

- ⑥ 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの 50% 以下（自動車の構造上短い方の 50% 以下に取り付けることができない自動車にあつては、1,000 mm 以下のできるだけ短い間隔）である場合には、連続しているものとみなす。

⑦～⑬ (略)

(2) (略)

4-75-4～6 (略)

4-79 方向指示器

4-79-1 (略)

4-79-2 性能要件

4-79-2-1 視認等による審査

- (1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 137 条第 1 項関係）

①～② (略)

- ③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
イ (略)	(略)
ロ ハに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器（4-79-3(2)⑨に規定するものを除く。）	(略)
ハ (略)	(略)

4-75 再帰反射材

4-75-1～2 (略)

4-75-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 133 条の 2 第 3 項関係）

①～⑤ (略)

- ⑥ 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの 50% 以下である場合には、連続しているものとみなす。

⑦～⑬ (略)

(2) (略)

4-75-4～6 (略)

4-79 方向指示器

4-79-1 (略)

4-79-2 性能要件

4-79-2-1 視認等による審査

- (1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 137 条第 1 項関係）

①～② (略)

- ③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
イ (略)	(略)
ロ ハ及びニに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器（4-79-3(2)⑨に規定するものを除く。）	(略)
ハ (略)	(略)
ニ <u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそれを有する軽自動車（方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）の</u>	<u>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器</u>

④ (略) (2) (略) 4-79-2-2 (略) 4-79-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係) ①～⑭ (略) ⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-79-2-1 (1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては 4-79-2-1 (1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ及びロの基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5° 」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯 (灯光の色が橙色であるものに限る。) が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80° 」とあるのは「外側方向 45° 」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向 45° 」とあるのは「内側方向 20° 」	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 151 1556 406"> 両側面に備える方向指示器 </td><td data-bbox="1556 151 2105 406"> の中心から自動車の前方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面 (方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲 </td></tr> </table> ④ (略) (2) (略) 4-79-2-2 (略) 4-79-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係) ①～⑭ (略) ⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-79-2-1 (1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては 4-79-2-1 (1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5° 」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯 (灯光の色が橙色であるものに限る。) が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80° 」とあるのは「外側方向 45° 」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向 45° 」とあるのは「内側方向 20° 」	両側面に備える方向指示器	の中心から自動車の前方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面 (方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲
両側面に備える方向指示器	の中心から自動車の前方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面 (方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲		

とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、4-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。 (3)～(4) (略) 4-79-4～14 (略) 4-81 非常点滅表示灯 4-81-1 (略) 4-81-2 性能要件 4-81-2-1 視認等による審査 (1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-79-2-1(1)(③の表口及びハを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第61条第1項関係、細目告示第139条第1項関係) (2) (略) 4-81-2-2 (略) 4-81-3～7 (略) 4-81-8 従前規定の適用④ 平成22年6月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第47条第6項関係) 4-81-8-1 (略) 4-81-8-2 性能要件 4-81-8-2-1 視認等による審査 (1) 非常点滅表示灯については、4-79-2-1(1)(③の表口及びハを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。 (2) (略) 4-81-8-2-2 (略) 4-81-8-3 (略) 4-106 指定自動車等 指定自動車等は、4-11から4-105までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～④ (略) ⑤ 細目告示別添20「外装の技術基準」及び細目告示別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」に定める基準。ただし、<u>平成29年3月31日までの間は、基準を適用しないことができる。</u> <u>また、平成20年12月31日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであって、4-26-1(3)③の基準に適合するものにあっては、この限りでない。</u>(細	とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、4-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。 (3)～(4) (略) 4-79-4～14 (略) 4-81 非常点滅表示灯 4-81-1 (略) 4-81-2 性能要件 4-81-2-1 視認等による審査 (1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-79-2-1(1)(③の表口、ハ及びニを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第61条第1項関係、細目告示第139条第1項関係) (2) (略) 4-81-2-2 (略) 4-81-3～7 (略) 4-81-8 従前規定の適用④ 平成22年6月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第47条第6項関係) 4-81-8-1 (略) 4-81-8-2 性能要件 4-81-8-2-1 視認等による審査 (1) 非常点滅表示灯については、4-79-2-1(1)(③の表口、ハ及びニを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。 (2) (略) 4-81-8-2-2 (略) 4-81-8-3 (略) 4-106 指定自動車等 指定自動車等は、4-11から4-105までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～④ (略) ⑤ 細目告示別添20「外装の技術基準」及び細目告示別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」に定める基準。ただし、平成20年12月31日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであって、4-26-1(3)③の基準に適合するものにあっては、この限りでない。(細目告示第22条第2項関係)
---	--

目告示第 22 条第 2 項関係)

- ⑥ 細目告示別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」に定める基準。ただし、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、基準を適用しないことができる。

また、平成 21 年 6 月 22 日までに製作された自動車に備える電波送受信アンテナにあっては、細目告示別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」4. 1. 4. の規定にかかわらず、平成 17 年国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」4. 1. 4. の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 22 条第 2 項関係、適用関係告示第 15 条第 7 項関係)

⑦～⑩ (略)

- ⑪ 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車、地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前照灯にあっては協定規則第 98 号補足第 13 改訂版 5.、6. 及び 7. の技術的な要件に定める基準並びに協定規則第 112 号補足第 12 改訂版 5.、6.、7. 及び 8. の技術的な要件に定める基準。(細目告示第 42 条第 2 項及び第 6 項関係)

ただし、次に掲げる自動車については、「協定規則第 98 号補足第 13 改訂版」を「協定規則第 98 号補足第 11 改訂版」と、「協定規則第 112 号補足第 12 改訂版」を「協定規則第 112 号補足第 10 改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係)

(ア)～(ウ) (略)

- ⑫ 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。

ア～ス (略)

セ 次に掲げる自動車の前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3. 27. の規定、また、制動灯、補助制動灯又は方向指示器については、同別添 52 3. 7. 1. 2. 2. の規定は適用しない。

(ア) 平成 18 年 1 月 1 日から平成 24 年 10 月 23 日までに製作された自動車

(イ) 平成 24 年 10 月 23 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって平成 24 年 10 月 24 日以降に前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯又は方向指示器(この 4-106⑫セにおいて以下「前照灯等」という。)に係る取付方法等について変更がないもの

(ウ) 平成 24 年 10 月 23 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯等であって平成 24 年 10 月 24 日以降にその取付方法等

- ⑥ 細目告示別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」に定める基準。ただし、平成 21 年 6 月 22 日までに製作された自動車に備える電波送受信アンテナにあっては、細目告示別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」4. 1. 4. の規定にかかわらず、平成 17 年国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」4. 1. 4. の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 22 条第 2 項関係、適用関係告示第 15 条第 7 項関係)

⑦～⑩ (略)

- ⑪ 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車、地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前照灯にあっては協定規則第 98 号補足第 12 改訂版 5.、6. 及び 7. の技術的な要件に定める基準並びに協定規則第 112 号補足第 11 改訂版 5.、6.、7. 及び 8. の技術的な要件に定める基準。(細目告示第 42 条第 2 項及び第 6 項関係)

ただし、次に掲げる自動車については、「協定規則第 98 号補足第 12 改訂版」を「協定規則第 98 号補足第 11 改訂版」と、「協定規則第 112 号補足第 11 改訂版」を「協定規則第 112 号補足第 10 改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係)

(ア)～(ウ) (略)

- ⑫ 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。

ア～ス (略)

セ 次に掲げる自動車の前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3. 27. の規定、また、制動灯又は方向指示器については、同別添 52 3. 7. 1. 2. 2. の規定は適用しない。

(ア) 平成 24 年 10 月 23 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 24 年 10 月 23 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって平成 24 年 10 月 24 日以降に前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯又は方向指示器(この 4-106⑫セにおいて以下「前照灯等」という。)に係る性能について変更がないもの

(ウ) 平成 24 年 10 月 23 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯等であって平成 24 年 10 月 24 日以降にその性能につい

について変更がないものを備えた自動車 (細目告示第 42 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項関係、細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 48 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 49 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 61 条第 2 項、適用関係告示第 29 条第 4 項、第 8 項、第 9 項及び第 12 項、適用関係告示第 30 条第 5 項及び第 10 項、適用関係告示第 31 条第 2 項及び第 6 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、第 7 項及び第 9 項、適用関係告示第 33 条第 3 項及び第 6 項、適用関係告示第 35 条第 6 項及び第 10 項、適用関係告示第 36 条第 3 項及び第 4 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、第 9 項及び第 11 項、適用関係告示第 38 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 39 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 40 条第 2 項及び第 5 項、適用関係告示第 41 条の 2 第 2 項及び第 4 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、第 10 項及び第 12 項、適用関係告示第 43 条第 3 項及び第 7 項、適用関係告示第 44 条第 5 項から第 8 項及び第 11 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、第 15 項及び第 17 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項、適用関係告示第 48 条第 3 項関係) ⑬～⑭ (略) ⑮ <u>前部霧灯</u>については、協定規則第 19 号第 3 改訂版補足改訂版 5.、6.、7. 及び 8. の技術的な要件に定める基準。 ただし、<u>次に掲げる自動車</u>については、<u>それぞれに掲げる規定による。</u> ア 平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、平成 20 年国土交通省告示第 869 号による改正前の細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。この場合において、細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」4.9. の前段規定中「スクリーン（別紙 1 参照）上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとし、最小照度については表 2 の配光表の最小照度の 80% 値、最大照度については表 2 の配光表の最大照度の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。 イ 平成 25 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、協定規則第 19 号第 2 改訂版補足第 13 改訂版 5.（5.3. は除く。）、6.、7. 及び 8. の技術的な要件に適合するものであればよい。 ウ 平成 22 年 8 月 18 日以前に製作された自動車については、「協定規則第 19 号第 3 改訂版補足第 2 改訂版」を「協定規則第 19 号第 3 改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。 (細目告示第 43 条第 1 項関係) ⑯～⑰ (略)	て変更がないものを備えた自動車 (細目告示第 42 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項関係、細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 48 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 49 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 61 条第 2 項、適用関係告示第 29 条第 4 項、第 8 項、第 9 項及び第 12 項、適用関係告示第 30 条第 5 項及び第 10 項、適用関係告示第 31 条第 2 項及び第 6 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、第 7 項及び第 9 項、適用関係告示第 33 条第 3 項及び第 6 項、適用関係告示第 35 条第 6 項及び第 10 項、適用関係告示第 36 条第 3 項及び第 4 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、第 9 項及び第 11 項、適用関係告示第 38 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 39 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 40 条第 2 項及び第 5 項、適用関係告示第 41 条の 2 第 2 項及び第 4 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、第 10 項及び第 12 項、適用関係告示第 43 条第 3 項及び第 7 項、適用関係告示第 44 条第 5 項から第 8 項及び第 11 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、第 15 項及び第 17 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項、適用関係告示第 48 条第 3 項関係) ⑬～⑭ (略) ⑮ 協定規則第 19 号第 3 改訂版補足改訂版 5.、6.、7. 及び 8. の技術的な要件に定める基準。 ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、平成 20 年国土交通省告示第 869 号による改正前の細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。この場合において、細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」4.9. の前段規定中「スクリーン（別紙 1 参照）上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとする。」とあるのは「スクリーン（別紙 1 参照）上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとし、最小照度については表 2 の配光表の最小照度の 80% 値、最大照度については表 2 の配光表の最大照度の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。 また、平成 25 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、協定規則第 19 号第 2 改訂版補足第 13 改訂版 5.（5.3. は除く。）、6.、7. 及び 8. の技術的な要件に適合するものであればよい。（細目告示第 43 条第 1 項関係） ⑯～⑰ (略)
---	--

5-47 窓ガラス貼付物等

5-47-1 性能要件

5-47-1-1 視認等による審査

- (1) 5-46-1 (4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5-47-1-1及び5-47-1-2において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係）

①～⑦ （略）

- ⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの
ア （略）

イ 乗用自動車以外の自動車にあつては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

- (ア) 運転者席の運転者が、細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(イ)～(ウ) （略）

⑨～⑭ （略）

(2)～(3) （略）

5-47-1-2 （略）

5-47-2～3 （略）

5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5-50-1 性能要件（テスト等による審査）

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

- ① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素

5-47 窓ガラス貼付物等

5-47-1 性能要件

5-47-1-1 視認等による審査

- (1) 5-46-1 (4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5-47-1-1及び5-47-1-2において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係）

①～⑦ （略）

- ⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの
ア （略）

イ 乗用自動車以外の自動車にあつては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

- (ア) 運転者席の運転者が細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(イ)～(ウ) （略）

⑨～⑭ （略）

(2)～(3) （略）

5-47-1-2 （略）

5-47-2～3 （略）

5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5-50-1 性能要件（テスト等による審査）

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

- ① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素

のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。 なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、１日１回校正を行ったうえで使用すること。 また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が<u>付されている</u>場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。 表(略) [軽油、光吸収係数規制] ② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあっては、光吸収係数が 0.50m^{-1} を超えないものであること。 <u>なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</u> [軽油、黒煙汚染度規制] ③ (略) ５－50－２～４ (略) ５－62 側方照射灯 ５－62－１～２ (略) ５－62－３ 取付要件（視認等による審査） (１) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係) この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 200 条第 3 項関係) ①～④ (略) ⑤ 側方照射灯は、<u>車両中心面の両側に 1 個ずつ取付けられていること。</u> ⑥～⑩ (略) (２) (略) ５－62－４ (略) ５－66 側方灯 ５－66－１～２ (略) ５－66－３ 取付要件（視認等による審査） (１) (略) ①～② (略) ③ 長さ 6 m を超える自動車 <u>(⑧に規定する自動車を除く。)</u> に備える側方灯は、その照明部の間隔が 3 m 以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が 3 m 以内に取	のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。 なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、１日１回校正を行ったうえで使用すること。 また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が<u>明らかである</u>場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。 表(略) [軽油、光吸収係数規制] ② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあっては、光吸収係数が 0.50m^{-1} を超えないものであること。 <u>ただし、平成 22 年 9 月 30 日までの間、黒煙汚染度を測定した場合に黒煙汚染度が 25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。</u> [軽油、黒煙汚染度規制] ③ (略) ５－50－２～４ (略) ５－62 側方照射灯 ５－62－１～２ (略) ５－62－３ 取付要件（視認等による審査） (１) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係) この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 200 条第 3 項関係) ①～④ (略) ⑤ 側方照射灯の<u>照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</u> ⑥～⑩ (略) (２) (略) ５－62－４ (略) ５－66 側方灯 ５－66－１～２ (略) ５－66－３ 取付要件（視認等による審査） (１) (略) ①～② (略) ③ 長さ 6 m を超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が 3 m 以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が 3 m 以内に取付けられないもの
---	--

り付けることができないものにあつては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。 ④ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。 ⑤ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取り付けられていること。 ⑥ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられていること。 長さが6mを超える自動車 (参考図)(略) ⑦ (略) ⑧ <u>長さが6mを超え7m以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車に限る。)の両側面に備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるように、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部及び後部に取り付けられなければならない。</u> ⑨～⑬ (略) (2) (略) 5-66-4 (略) 5-67 側方反射器 5-67-1～2 (略) 5-67-3 取付要件(視認等による審査) (1) (略) ①～② (略) ③ 側方反射器の取付位置は、①及び②に規定するほか、4-66-3(1)②から⑧までの基準に準じたものであること。 ただし、4-66-3(1)③の基準は、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引	にあつては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。 ④ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。 ⑤ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取り付けられていること。 ⑥ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられていること。 長さが6mを超える自動車 (参考図)(略) ⑦ (略) ⑧～⑫ (略) (2) (略) 5-66-4 (略) 5-67 側方反射器 5-67-1～2 (略) 5-67-3 取付要件(視認等による審査) (1) (略) ①～② (略) ③ 側方反射器の取付位置は、①及び②に規定するほか、4-66-3(1)②から⑦までの基準に準じたものであること。 ただし、4-66-3(1)③の基準は、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引
---	--

自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には適用しない。 長さが 6 m を超える自動車 (参考図) (略) ④～⑤ (略) (2) (略) 5-67-4 (略) 5-73 後部反射器 5-73-1～2 (略) 5-73-3 取付要件（視認等による審査） (1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係) この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 210 条第 3 項関係) ①～④ (略) ⑤ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5° の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。 <u>ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。</u> ⑥～⑧ (略) (2) (略) 5-73-4 (略) 5-75 再帰反射材 5-75-1～2 (略) 5-75-3 取付要件（視認等による審査） (1) 再帰反射材は、その性能を損わないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 3 項関係)	自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には適用しない。 長さが 6 m を超える自動車 (参考図) (略) ④～⑤ (略) (2) (略) 5-67-4 (略) 5-73 後部反射器 5-73-1～2 (略) 5-73-3 取付要件（視認等による審査） (1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係) この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 210 条第 3 項関係) ①～④ (略) ⑤ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5° の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。 ⑥～⑧ (略) (2) (略) 5-73-4 (略) 5-75 再帰反射材 5-75-1～2 (略) 5-75-3 取付要件（視認等による審査） (1) 再帰反射材は、その性能を損わないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 3 項関係)
--	--

①～⑤ (略)

⑥ 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの 50%以下(自動車の構造上短い方の 50%以下に取り付けることができない自動車にあっては、1,000 mm以下のできるだけ短い間隔)である場合には、連続しているものとみなす。

⑦～⑬ (略)

(2) (略)

5-75-4 (略)

5-79 方向指示器

5-79-1 (略)

5-79-2 性能要件

5-79-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 215 条第 1 項関係)

①～② (略)

③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
イ (略)	(略)
ロ ハに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)	(略)
ハ (略)	(略)

①～⑤ (略)

⑥ 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの 50%以下である場合には、連続しているものとみなす。

⑦～⑬ (略)

(2) (略)

5-75-4 (略)

5-79 方向指示器

5-79-1 (略)

5-79-2 性能要件

5-79-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 215 条第 1 項関係)

①～② (略)

③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
イ (略)	(略)
ロ ハ及びニに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)	(略)
ハ (略)	(略)
ニ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車(方向指示器を側面のみに備えるものに限る。)の両側面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面(方向指示器の中心から自動車の前方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向45°の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面(方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。)より方向

④ (略) (2) (略) 5-79-2-2 (略) 5-79-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 215 条第 4 項関係) ①～⑭ (略) ⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-79-2-1 (1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては 5-79-2-1 (1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、同表イ及びロの基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。)であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、5-79-2-1 (1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。 (3)～(4) (略) 5-79-4 (略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1122 148 1559 217"></td><td data-bbox="1559 148 2098 217">指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲</td></tr> </table> ④ (略) (2) (略) 5-79-2-2 (略) 5-79-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 215 条第 4 項関係) ①～⑭ (略) ⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-79-2-1 (1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては 5-79-2-1 (1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。)であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、5-79-2-1 (1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。 (3)～(4) (略) 5-79-4 (略)		指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲
	指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲		

5-81 非常点滅表示灯
5-81-1 (略)
5-81-2 性能要件
5-81-2-1 視認等による審査
(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、5-79-2-1(1)(③の表ロ及びハを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第217条第1項関係)
(2) (略)
5-81-2-2 (略)
5-81-3~4 (略)

別添2(2-13 関係)

並行輸入自動車審査要領

目次 (略)

第1~第8 (略)

別表第1(別添2の5-3-10(技術基準への適合性を証する書面)関係)

同等外国基準等

細目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	技術基準と同等とされている外国基準
別添1~別添23 (略)	(略)	(略)

5-81 非常点滅表示灯
5-81-1 (略)
5-81-2 性能要件
5-81-2-1 視認等による審査
(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、5-79-2-1(1)(③の表ロ、ハ及びニを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第217条第1項関係)
(2) (略)
5-81-2-2 (略)
5-81-3~4 (略)

別添2(2-13 関係)

並行輸入自動車審査要領

目次 (略)

第1~第8 (略)

別表第1(別添2の5-3-10(技術基準への適合性を証する書面)関係)

同等外国基準等

細目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	技術基準と同等とされている外国基準
別添1~別添23 (略)	(略)	(略)

別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」	① 製作年月日が昭和 48 年 9 月 30 日以前である場合 ② COC ペーパー (M ₁ 又は N ₁ のものに限る。) が提出された場合 (少数生産車を除く。) ③ WVTa プレート (M ₁ 又は N ₁ のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。) が貼付されている場合 (少数生産車を除く。) <u>④ E マークが表示されている場合</u> <u>⑤ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合 (少数生産車を除く。)</u> ⑥ 規定 4-27-1 (9) の規定による場合	ECE 規 則 No, 95	別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」	① 製作年月日が昭和 48 年 9 月 30 日以前である場合 ② COC ペーパー (M ₁ 又は N ₁ のものに限る。) が提出された場合 (少数生産車を除く。) ③ WVTa プレート (M ₁ 又は N ₁ のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。) が貼付されている場合 (少数生産車を除く。) <u>④ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合 (少数生産車を除く。)</u> ⑤ 規定 4-27-1 (9) の規定による場合	ECE 規 則 No, 95
別添 25～別添 101 (略)	(略)	(略)	別添 25～別添 101 (略)	(略)	(略)
別添 104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」(協定規則を適用する場合には、協定規則第 94 号の技術的な要件)	① 製作年月日が平成 21 年 8 月 31 日 (乗車定員 10 人未満の自動車) 以前である場合 ② 製作年月日が平成 28 年 3 月 31 日 (貨物の運送の用に供する自動車) 以前である場合 ③ COC ペーパー (M ₁ のものに限る。) が提出された場合 (少数生産車を除く。) ④ WVTa プレート (M ₁ のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。) が貼付されている場合 (少数生産車を除く。) ⑤ E マークが表示されている場合 <u>⑥ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合 (少数生産車を除く。)</u> ⑦ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合 ⑧ 規程 4-27-1 (6) の規定による場合	FMVSS No, 208 CMVSS No, 208 ECE 規 則 No, 94	別添 104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」(協定規則を適用する場合には、協定規則第 94 号の技術的な要件)	① 製作年月日が平成 21 年 8 月 31 日 (乗車定員 10 人未満の自動車) 以前である場合 ② 製作年月日が平成 28 年 3 月 31 日 (貨物の運送の用に供する自動車) 以前である場合 ③ COC ペーパー (M ₁ のものに限る。) が提出された場合 (少数生産車を除く。) ④ WVTa プレート (M ₁ のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。) が貼付されている場合 (少数生産車を除く。) ⑤ E マークが表示されている場合 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合 ⑦ 規程 4-27-1 (6) の規定による場合	FMVSS No, 208 CMVSS No, 208 ECE 規 則 No, 94

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第 18 号様式（別添 2 の 6－1 (2) 関係）

技術基準適合性審査表

細目告示別添の 技術基準又は協定 規則	技術基準への適合性の審査			
	適用が除外 される場合	技術基準への適 合性を証する書 面による場合	技術基準への適合性を証する書面を省略でき る場合	現車審査での確認内容
別添 1 ～ 別添 23 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別添 24 側面衝突時の乗員 保護の技術基準	(略)	(略)	☐ 指定自動車等と 同一構造 別表第 1 ☐ ②COC ペーパー の提出 ☐ ③WVTA プレート ☐ ④E マーク ☐ ⑤EU 加盟国の 検査証 ☐ ⑥非破壊基準	☐ WVTA プレー ト ☐ ☐ E マーク ☐ 有 ☐ 規程 4－27－ 1（9）非破壊基 準
別添 25 ～ 別添 101 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別添 104 オフセット衝突時の 乗員保護の技術基 準（協定規則を適 用する場合には、 協定規則第 94 号 の技術的な要件	(略)	(略)	☐ 指定自動車等と 同一構造 別表第 1 ☐ ③COC ペーパー の提出 ☐ ④WVTA ラベル ☐ ⑤E(e) マーク ☐ ⑥EU 加盟国の 検査証 ☐ ⑦FMVSS (CMVSS) ラベル ☐ ⑧非破壊基準	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第 18 号様式（別添 2 の 6－1 (2) 関係）

技術基準適合性審査表

細目告示別添の 技術基準又は協定 規則	技術基準への適合性の審査			
	適用が除外 される場合	技術基準への適 合性を証する書 面による場合	技術基準への適合性を証する書面を省略でき る場合	現車審査での確認内容
別添 1 ～ 別添 23 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別添 24 側面衝突時の乗員 保護の技術基準	(略)	(略)	☐ 指定自動車等と 同一構造 別表第 1 ☐ ②COC ペーパー の提出 ☐ ③WVTA プレート ☐ ④EU 加盟国の 検査証 ☐ ⑤非破壊基準	☐ WVTA プレー ト ☐ ☐ E マーク ☐ 有 ☐ 規程 4－27－ 1（9）非破壊基 準
別添 25 ～ 別添 101 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別添 104 オフセット衝突時の 乗員保護の技術基 準（協定規則を適 用する場合には、 協定規則第 94 号 の技術的な要件	(略)	(略)	☐ 指定自動車等と 同一構造 別表第 1 ☐ ③COC ペーパー の提出 ☐ ④WVTA ラベル ☐ ⑤E(e) マーク ☐ ⑥FMVSS (CMVSS) ラベル ☐ ⑦非破壊基準	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附 則 (平成 22 年 9 月 30 日検査法人規程第 6 号) <u>この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。</u>									